

令和5年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年11月22日(水) 9時57分開会 11時03分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／23名

(1号会員) 濱田 香(監事・鳥取市) 角 力(米子市) 山脇 優(会長・倉吉市)
足立晋哉(境港市) 山本 淳(岩美町) 山本義紀(若桜町) 前川義憲(副会長
・智頭町) 山本雅之(三朝町) 長谷川誠一(監事・湯梨浜町) 福田昌治(琴浦
町) 齋下博三(副会長・日吉津村) 加川賢明(伯耆町) 長住武美(日野町)
加藤直行(江府町)

(3号会員) ー

(4号会員) 栗原隆政 (鳥取県農業協同組合中央会) 西尾博之(鳥取県農業農村担い手育
成機構) 石 操(鳥取県農業共済組合) 中村 均(理事・鳥取県土地改良事
業団体連合会)

(5号会員) 入江勲顕(県信連) 尾崎博章 (全農鳥取県本部)

(2) 鳥取県経営支援課 ○○

(3) 事務局 (農業会議) 倉益、熊谷、井上、岡田、谷口

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今より令和5年度第8回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、20名の皆様に出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております。ついては、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、冒頭、山脇会長から挨拶を頂戴します。お願いいたします。</p>
2 開会挨拶 山脇会長	<p>皆様おはようございます。本日は第8回常設審議委員会に出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年は、この間タブレットを見ていたら、季節が3つしかない。何かと思ったら秋が抜けていると。10月に夏日があったかと思えば、11月には山の方で雪が降り寒くなって、紅葉が黄色や赤にならない。この間も、テレビを見てみると、どこか忘れたが、紅葉が昨年山の紅葉を映しながら今年の状況を映していたが、全く緑で色がついていないということで焦っていた所もあったようです。今日</p>

事務局	<p>は全く暖かい良い日になっていますが、明後日からは雪が降る予報となっています。皆様にも、体には十二分に気をつけて過ごしていただければと思っています。今日は、2件の審議事項があります。倉吉市が1件工業団地の造成に伴うものであります。それに、大山町からは、町営住宅に関わるものでありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>山協会長、ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
3 議事録署名人 の選任 議長 議長	<p>早速ではありますが、議事録署名人の決定でございますが、私の方で指名させていただいてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことですので、それでは私の方で指名をさせていただきます。山本委員(岩美町農業委員会会長)、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会会長)を指名いたします。</p>
4 報告事項 議長 経営支援課 〇〇 議長	<p>それでは、続きまして、日程に基づき、先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ありがとうございました。皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
5 議 事 議 長 事務局	<p>ないようですので、議事に入らせていただきます。 議案第1号ということで、井上課長の方で説明をお願いします。</p> <p>それでは、令和5年11月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたしま</p>

す。(一覧表を説明)

今月は4条案件はございません。

第5条案件で、2件、倉吉市、及び大山町農業委員会から意見聴取案件がございます。

なお、現地調査を実施していただいておりますので、それぞれの農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を併せてお願いしたいと思います。

それでは、倉吉市さんよろしくお願いたします。

私は、倉吉市農業委員会事務局の〇〇と申します。資料2-1 倉吉市農業委員会の転用案件として、議案番号5条-1について説明いたします。よろしくお願いたします。それでは座って説明させていただきます。

申請地の詳細につきましては 資料の2ページ、30アールを超える事案説明資料に基づいてご説明します。

まず、1の土地の所在についてですが、〇〇でございます。4ページの位置図をご覧ください。申請地は、〇〇に位置する農地でございます。5ページ、中間図をご覧くださいと、申請地を含めた周辺区域は都市計画の用途区域に指定されておりました、申請地はいずれも工業地域に指定された区域内の農地となります。2ページに戻ります。

2の現在の営農状況ですが、先ほど申しましたとおり、申請地は都市計画用途区域の工業地域に指定された区域内の農地で〇〇です。申請地のうち9筆は自作あるいは貸借によりまして、この秋まで水稲の作付がされておりました。残り3筆については保全管理がされていた状況でございます。なお、貸借のあった農地につきましては、すべて合意解約がされております。

3、転用事業者については、転用事業者は倉吉市、地方公共団体でございます。4の転用目的でございますが、転用用途は工場用地でございます。6ページの土地利用計画図をご覧ください。〇〇の誘致企業であります〇〇、図面中央、申請地の間に既存の工場がございますが、この度、この〇〇から事業拡大計画に伴う工場用地の拡張の要望があり、既存工場の西側申請地を工場用地として造成するとともに、現在申請地の北側を走る道路(赤線)が工場敷地内となりますので、これを用途廃止し、かわりに、申請地の南側に新たに市道を整備するものでございます。市道整備部分に既存の工場敷地と建物が含まれていますが、工場の一部をカットすることについて、〇〇とは話がついてございます。東側造成地と〇〇の既存工場の間、〇〇を延長して整備し、申請地の南側部分に〇〇の新設整備を行うものでございます。東側の造成地につきましては、〇〇とは別に工業団地への移転・進出を希望する企業からの打診がありまして、この東側申請地についても造成を行うものであります。

2ページに戻りまして、5の立地基準ですが、申請地は、中間図でご確認いただきましたとおり、都市計画用途区域の工業地域に指定された区域内の農地でありますので、農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。営農条件についてですが、申請地を含めた周辺農地は、主に水稲の栽培がなされておりましたが、都市計画用途区域の工業地域に指定された区域内農地で、今後も工業団地としての開発が見込まれる地帯でありますので、利用集積等はしないとい

うことです。

続いて、6の一般基準でございますが、(1)他法令許認可についてですが、農振法の該当はございません。都市計画法第29条第1項の開発許可につきましては、倉吉市管理計画課へ事前協議済みでございます。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地でないことを、倉吉市教育委員会文化財課に確認済みでございます。県の盛土条例につきましては、隣接地との高低差が1メートル以内ですので該当いたしません。(2)規模の妥当性についてですが、工場用地として、〇〇〇〇、妥当な規模であると判断いたしました。(3)営農及び被害防除計画等の措置についてでございますが、申請地内は、最低40cm、最高60cmの盛土造成を行います。申請地に整備します市道については道路側溝を設け、隣接地への土砂流出を防ぎます。7ページに申請地の標準断面図を記載しています。6ページの土地利用計画図の①から④の箇所についてそれぞれ示しております。8ページの標準断面図②は、市道整備部分について、道路断面図を拡大したものを記載しています。自由勾配側溝などの構造物、上下水管の位置など確認いただきたいと思っております。9ページの側溝等構造図に、構造物の規格を記載しておりますのでご確認ください。10ページに用排水の系統図を記載しています。既存の用水路を青色、雨水幹線(排水路)を水色、新たに設置する道路側溝を緑、造成地内に設けます。雨水側溝をオレンジで記載しております。造成地内の雨水の流れは水色、水路の排水の流れについて黒の矢印でそれぞれ記載しております。申請地南側の田からくる排水については、〇〇または西側道路の既存道路側溝を経由しまして、〇〇に合流し、申請地西側を流れる〇〇に放流している状況にあります。今回の転用で排水系統に大きな変更はありません。造成地内の雨水につきましては、新設する造成地内の雨水側溝から道路側溝を経由しまして、先ほど申しました〇〇及び〇〇に排出してまいります。これらにつきましては、水利権者であります〇〇の同意を得ております。また、側溝から水が溢れ出ることがないように流量計算に基づいた計画が為されています。汚水につきましては〇〇に公共下水を整備し、進出企業においてそれぞれ接続していただきますが、西側造成地につきましては、用途廃止する申請地北側道路の既設マンホールから既存下水道に接続する計画でございます。2ページに戻りまして(4)資金調達計画でございますが、〇〇について議決されております。

7の農業公共投資については、該当はございません。

8の土地改良区以外のその他の関係利権者につきましては、水利権者であります〇〇堰水利組合から同意を得ております。

11月10日に開催しました令和5年度第8回倉吉市農業委員会総会において、農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当であると判断しております。

以上、倉吉市〇〇地内における 転用計画についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告を三朝町農業委員会の山本委員よりお願いいたします。

(山本委員)

先般、11月14日、倉吉市役所第2庁舎において、総勢15名、常設

の方からは、私と琴浦の福田会長、あとは、経営支援課の〇〇、中部総合事務所農業振興課、倉吉市農業委員会、倉吉市しごと定住促進課、倉吉市建設課と業者さん、農業会議ということで15名の参加のもと、現地調査も含めて見てまいりました。現地調査も含めて問題のないことを確認したということで報告いたします。以上です。

議 長

引き続き、大山町農業委員会から説明をお願いします。

大山町農業委員
会事務局

私は、大山町農業委員会で農地転用を担当しております〇〇と申します。よろしくをお願いします。座って説明させていただきます。

資料1頁議案番号5条-2について説明いたします。申請地の詳細につきましては、2ページの「30aを超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。

初めに、1土地の所在地等ですが、西伯郡大山町〇〇となります。4ページの位置図をお願いします。申請地は、〇〇と〇〇との間に位置している場所になります。続きまして、5ページの間中図をお願いします。申請地の北側は圃場整備された水田が広がっていますが、〇〇のアクセスが良く、近年宅地化が進んでいるエリアになります。2ページに戻りまして、2の現在の営農状況ですが、全ての農地で水稲が作付けされております。地権者4名のうち2名は担い手ですが、担い手分については、本人意向を確認のうえ、営農に支障が生じないように利用権設定及び3条で新たな農地を手当済です。

3の転用事業者ですが、大山町で、地方公共団体になります。

4の転用目的ですが、町営住宅の整備を計画したものです。必要性ですが、大山町の人口は令和5年11月時点で約1万5千人ですが、人口動向分析や将来人口推計では、令和22年には1万人を下回るという推計があります。このように人口減少が進む中、利便性を備えた場所に住宅環境を整備することで若者の移住や定住者の増加を狙い、また、人口減少のスピードを緩めることを目的として、町営住宅を整備する必要性が生じているということです。

続きまして、5の立地基準について、(1)農地区分ですが、5ページの間中図をご覧ください。〇〇から概ね300m以内の区域内にある農地で、第3種農地に該当します。

(2)許可根拠についてですが、第3種農地なので原則許可です。

(3)営農条件ですが、申請地は圃場整備された、主に水田が広がる一団の農地の端に位置しています。5ページの間中図において、南側には県道が通っており〇〇へのアクセスが良く、役場、保育所、中学校、診療所も近くにあります。また、申請地の西側は地図上は田の記号がついていますが、現在は住宅が建っており、近年宅地化が進んでいるエリアになります。(4)代替地等については、第3種農地ですので該当ありません。

6の一般基準について、(1)他法令の許認可についてですが、農振農用地に入っていましたが、令和5年9月29日付で除外が完了しています。開発行為については、大山町環境保全条例に基づき、関係部署と事前協議済みです。盛土法関係は、1m以上の盛土(切土)がありますが、鳥取県住まいまちづくり課とも事前協議済みです。また、文化財保護法については、大山町観光課とも協議済みです。

り、埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認済です。(2) 規模の妥当性ですが、〇〇となっています。また地元から要望のありました児童遊園を整備予定です。この度の計画は民間資金やノウハウ等を活用した PFI 手法による整備及び維持管理を行うものであり、北側と西側の歩道や緑地等も含め配置計画を予定しており、規模としては、適切な規模であると判断しています。続きまして、(3) 被害防除計画等です。7 ページの立面図をご覧ください。周辺農地への日照確保のため、住宅の高さは3階建(約 9.03 m)で計画しています。日影図(冬至)のシミュレーションで水稻に支障の無いことを説明し、耕作者の同意を得ています。1点訂正があります。資料2ページの6(3)営農及び造成の被害防除計画の一番下で住宅の高さが 9.3m と記載していますが、申し訳ありません。正しくは、9.03m ですので、訂正をお願いします。造成については8ページから14ページになります。まず、8ページの造成計画平面図をご覧ください。下水道は黒い矢印、上水道は水色の矢印で、隣接する町道に埋設されている上下水管へ図面のおり接続します。段差のある圃場のため、切土・盛土を行い、L型擁壁を敷地内に設けます。L型擁壁は、敷地内の北から2/3の位置にオレンジ色の網掛け(歩道部分)がありますが、この北側に設けます。北側が低い段、南側が高い段になります。縦断面図ということで赤い横線が走っていますが、9ページの縦断面図をご覧ください。黒い線は現況ですので、そこから最高1mの切土・盛土を行いますので、高い段と低い段との段差は約1.9mとなります。また、8ページの造成計画平面図で、NO.0～NO.10までの線が入っていますが、対応する横断面図を10ページから13ページに載せています。いずれも黒い線は現況、赤い線は計画高、水色の四角は新設側溝になります。14ページは構造物計画平面図になりますが、色分けした箇所に対応する設置構造物の断面図を15ページに載せています。例えば14ページの青色「A-1」、黄色「A-2」は15ページの「A-1」、「A-2」で歩道部分になります。同じように14ページの緑色「B-1」は15ページのL型擁壁になり、同様に「B-2」「C」は自由勾配側溝部分になります。雨水処理については、最後の16ページをご覧ください。側溝を2か所新設します。低い段は、L型擁壁に沿って西から東側へ流し、矢印に沿って東側の農業用排水路へ放流する計画です。高い段は、南側の左から右へ青色の矢印になりますが、こちらも東側の農業用排水路へ放流する計画です。計画基準降雨は10年確率を採用し、降雨強度は104.1mm/hとして流量計算しており、充足していることを確認済です。(4) 資金調達についてです。令和5年度会計については既に事業実施に向けた用地買収費、地質調査費等については予算措置済ですが、造成工事や建物の建築工事費等については予算要求中です。また国の補助金は今年12月に申請予定であり、実際の事業開始は来年度実施のプロポーザルによる業者選定後になり、現時点では見込みという状態です。しかしながら、「4. 転用目的(必要性)」で説明させていただいたとおり、人口減少対策としての町の事業として行うことを確認済であり、今後とも転用許可を担当する西部総合事務所農林業振興課とも随時、相談を行いながら事業を進めて参ります。(5) 農地復元の担保は該当ありません。7の農業公共投資ですが、当該地域においては昭和48年から56年度において、県営圃場整備事業が行われております。また、転用に当たっての〇〇土地改良区の同意および隣接耕作者同意を確認し

ております。

8 土地改良区以外のその他関係権利者は該当ありません。

9 農業委員会の意見及び審議の概要ですが、11月10日開催の大山町農業委員会総会において、農地転用許可基準に合致し、許可は妥当との判断を得ております。

以上、大山町〇〇における町営住宅を目的とした農地転用についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地調査の報告を米子市農業委員会の角委員より報告をお願いいたします。

角委員

この案件は、日吉津の齋下会長と米子市の角が対応いたしました。11月14日より大山町役場大山支所において行いました。図面及び資料に基づいて説明を受け、そのあと質疑を行いました。その後、大山町江原会長、大山町農業委員会事務局、農業会議井上課長、県から経営支援課及び西部農林局の総勢13名で現地確認を行いました。その結果、大山町の報告どおり、転用事業計画について特段問題なしと判断しました。ご審議宜しくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより、倉吉市、及び大山町の説明につき、委員の皆さんからご質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。

はい、石委員どうぞ。

石委員

大山町の案件ですが、審議事項とは外れることかと思いますが、折角のことですので、どうかと思ひ質問をさせていただきます。周辺には公民館等がたくさんありますので必要ないのではないかと思います。児童遊園が900㎡ということで計画されていますが、どんな児童遊園になるのかと思ひますが、この900㎡の児童遊園ということ考えると、折角なのでトイレがあっても良いのではないかと考えます。いかがお考えなのか教えていただけたらと思ひます。

議 長

それでは、大山町農業委員会説明をお願いします。

大山町農業委員会事務局

ただ今の質問ですが、今回の児童遊園については町営住宅以外の利用も見込んだ地域のための公園を整備することとなります。現時点では予定していませんが、今後、住民の要望等も踏まえて検討したいと聞いております。

補足ですが、児童遊園については、PFIの手法ということで、来年度にプロポーザルを行って中身もその中で必要ならば検討してい

くということとなります。トイレにつきましても先ほど説明したとおりですが、今後要望も踏まえて検討してまいりたいと思います。

議長 はい。ありがとうございます。

石委員 児童遊園ということですので、どういうことで必要なのかはある程度想像が出来るので、あった方が良いという気がします。それだけです

議長 ありがとうございます。他にございませんか。中村委員

中村委員 倉吉市の案件です。聞き落としかと思いますが確認です。6ページの図面で造成するに当たって都市計画の代替道路として下の方に整備するということだと思いましたが、普通に考えれば上の方に既存道路があり、それを拡幅すれば良いのではと考えるのですが、下の方に道路を持っていったというのは都市計画上何か理由があつてこのようになったのか、その辺りを教えていただきたい。

倉吉市農業委員会事務局 倉吉市農業委員会の〇〇と申します。6ページのちょうど真ん中に既存の市道があります。〇〇の駐車場のラインが見えると思いますが、その市道は上側の〇〇内の市道と繋がるようになりますので、市道の拡幅ではなく、南側に大きな市道を整備するという事です。

中村委員 要するに、道路が繋がり、真ん中の既設の道路が無くなるということですか。

倉吉市農業委員会事務局 おっしゃるとおりです。

中村委員 上の団地とくっつけるということで、既存の道路はなくなるということですね。

議長 上の団地と下の団地でリフトが走れないので、行き来できるように道路を下に持って行って、上の道路を無くすということです。

議長 他にありませんか

長住委員 大山町にお聞きしたいのですが、隣地の〇〇と〇〇は、まだ田として残っているのですか。

<p>大山町農業委員会事務局</p>	<p>残された部分ですが、まず、〇〇は宅地となっています。現状としては、昔豚舎として使っておられたようで、今は基礎だけ残っている状態です。その下の〇〇は農地ということですが、用排水路を確保して今後も現状としては保全管理ということになります、現状どおりとなります。</p>
<p>長住委員</p>	<p>ここの用地は分けてもらうことが出来なかったということか。</p>
<p>大山町農業委員会事務局</p>	<p>どちらの用地も計画に入れていたが、〇〇の用地について相続人が4名いたが、そのうち2名とは連絡が取れるが、残りの2名が県外におられ、手紙を送っても返事がなかったということで、断念したという経緯です。併せて〇〇についても、ここだけ残してもということで残し、転用し不足が生じれば、今後交渉していきたいと考えています。</p>
<p>長住委員</p>	<p>交渉してまとめていっていただけたらと思います。よろしく。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。ありがとうございます。その他ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>他にないようでございますのでお諮りします。 倉吉市及び大山町の案件については異議なしとしてよろしいか賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議なしといたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局 (井上課長)</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして6番目の情報提供、「農地取得の窓口対応マニュアル」について事務局説明をお願いします。</p> <p>(資料説明及び参考資料説明)</p> <p>ただいま説明が終わりました。はい長谷川委員。</p>

長谷川委員

今いろいろ説明がありましたが、それでは日本国籍でなくても、外国籍であっても、そここのところで躊躇する必要はないということの良いか。今の説明で行けば。

井上課長

質問ありがとうございます。質問いただいたとおりでございます。あくまでも農業利用をしっかりとやられるかどうかを判断基準にさせていただいて、今申し上げた国籍でもって農地取得を許可・不許可にしてはダメだということが法律上の考えです。

長谷川委員

はい、わかりました。

議 長

その他ありますか。はい、西尾委員。

西尾委員

教えてください。1ページの窓口対応の場合として注意しなければならない例として3点ほどあって、その他過去に農地取得後、耕作をせずに転売した者というものがあるが、例えば、他地域でこのようなことをしたかどうかということが窓口で対応される方にわかるようになっているのか。

井上課長

ありがとうございます。現状、他地域、他市町村を含めてどのような形になっているかを確認する手段は実はありません。この辺りが一番大きな問題となっているところであり、今年の農地法制の在り方検討会の中でもそのような議論も少し出ていると。直接農地取得ではないが、今動いているのが、営農型太陽光において、違反があった場合に情報提供をしていこうという動きが出ているのですが、先ほどご質問のありました形での内容は、現状としては出来ていません。この辺りを今後うまく連携して、不正な農地取得者を排除していくということをしっかり考えていくことかなと思っています。以上でございます。

議 長

そのほかございませんか。はい。山本委員。

山本委員

先ほど、国籍条項について確認をするということだったが、何をもちいて国籍を確認することとされているのか具体的に決まっているのか。

井上課長

ご質問ありがとうございます。実は、先ほど申し上げました農地法施行規則の一部改正に係るQ&Aの中で、農地政策課が具体的にどういう場合で確認しなさいということを示しています。例えば、住民基本台帳の中でチェックするだとか、在留外国人であれば、在留許可を国が発行していると思うが、その写しで確認するというよう

なことが具体的に明記されています。ただ、実務的にどこまで上手くできるのか私も、窓口で対応していないのでわからないが、そのような形での明記はされています。何か問題がありましたら、またご相談していただけたらと思います。

山本委員

もう1つよろしいですか。これはお願いなのですが、最近相続放棄が複数件出てきまして、法的に弁護士事務所から出てくる場合と、一方的に地権者の方が相続放棄だと勝手に言うてくる場合がありますが、勝手に相続放棄だと言うてくる場合の対応に苦慮することがあるので、この対応指針があれば良いのだが。うちの事務局からも言わせるが、これはどの事務局でもあり得る話だと思うのでよろしくお願いしたい。

井上課長

ありがとうございます。最近私の方にかかってくる電話の中で、相続放棄の関係、先月・先々月の41条の関係の中で相続放棄の関係は結構あって、農地の利用が進まないといった事例は多くあります。通常であれば、ご本人の申告だけではだめなので、裁判所に相続放棄の手続きが必要なので、本人を通じて書類を提出していただく。直接裁判所に連絡を取った市町村もあったように記憶していますが、そのあたりの所は私の所で全部把握していないが、本人さんの申告だけでは動かないということを徹底して処理をしているところです。また、そのあたりの所については、皆様に提供できたらと思っています。私の方でも事例を集めさせていただけたらと思います。

議 長

これに関して私の方からも一言。実は私は土地改良区に週2日午前中に出ていますが、昨年、ある奥さんが来られて、裁判所からの相続放棄の許可書を持って来られて、私の家屋敷、そして水田の全てを放棄しましたので、よろしく願いしますという書面を持ってこられました。見た限りでは、これはどうしようもないという事でしたが、対策をいたしまして、調べてみたら土地利用集積計画で作っておられる方がおられまして、その田を今後も継続して作りたいが、相手がいないと小作代の支払いをしたいが払うところがなくて困っているとのことだった。このままでは荒廃農地になってしまうので継続して耕作してもらうことは出来るか聞いたところ作るということだったので、賦課金については耕作者に支払ってもらったうえで荒廃農地にならないように耕作してもらっている事例があります。最近、旦那が亡くなって相続放棄をした者が一緒に来られて、相続放棄をしました。と言って来られた事例が2件ほどありました。よろしいですか。

議 長

他にございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、ないようですので、その他の項で皆さんの方で何かご

	<p>ございましたら遠慮なくお願いします。ありませんか。</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、無いようですので、事務局、次回の開催について。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>
<p>8 閉 会 議 長</p>	<p>他にありませんので、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会といたします。ありがとうございました。</p> <p>(午前 11 時 03 分)</p>